

中津市週休2日工事に関するQ&A

令和 7年10月改定

Q1 夏季休暇、年末年始休暇とはどの日をいうのでしょうか？

A1 夏季休暇、年末年始休暇は次の日をいいますが、会社の休業日に合わせて変更しても差し支えありません。原則として、下記の日数を連続して取得して下さい。

- ・夏季休暇：3日間(8月)
- ・年末年始休暇:6日間(12月29日から1月3日)

Q2 どの期間において週休2日を確保する必要があるのでしょうか？

A2 対象期間(※1)において週休2日の現場閉所を確保する必要があります。

なお、休日は、2日以上連続する日と定める必要はありません。

※1 「対象期間」とは、工事着手日(※2)から工事完成日(※3)までの期間をいいます。

なお、年末年始(6日間)、夏季休暇(3日間)、工場製作のみを実施している期間、余裕期間を設定した工事における余裕期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含みません。

休日等の考え方については、別に定める、「週休2日工事 休日等の考え方」を参照してください。

※2・※3 「工事着手日」と「工事完成日」の考え方は、Q&A_4を参照してください。

Q3 工期が不足する場合、工期延期はできるのでしょうか？

A3 週休2日の実施を理由とした工期延期は認められません。

当初の工期は4週8休、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間を考慮して設定しています。ただし、現場条件等の相違によって生じる不測の日数については、従来どおり発注者へ工期延期協議を行ってください。

【例】当初工期が標準工期で算出している場合で、以下のような条件など

- ・ 作業時間の制限を受ける工事
- ・ 隣接工区との工程調整が必要な工事
- ・ 他機関との調整により作業できない期間が生じた場合など
- ・ 資機材や労働需給のひっ迫など

Q4 「工事着手日」及び「工事完成日」とは具体的にどのような日のことでしょうか？

A4 「工事着手日」とは、現地測量や現場事務所の設置及び資機材の搬入等の現場での準備作業に着手した日となります。よって、工事看板(親看板・予告看板・規制看板等)の設置等、工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日を「工事着手日」として扱います。

なお、合同現地踏査等の現地立会については、「工事着手日」として扱いません。

参考までに、土木工事共通仕様書には用語の定義として、「工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置または測量を開始することをいう。)、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することをいう。」と明記されていますが、工場製作のみを実施している期間は、実施要領第4条の2(Q&A_2参照)にあるとおり、対象期間になりませんのでご注意ください。

「工事完成日」とは、資機材の搬出や清掃等の現場片付け作業が完了した日(現場作業最終日)となります。

Q5 施工途中で週休2日の実施が困難となった場合に、実施を取りやめることはできるのでしょうか？

A5 実施困難となる理由はさまざま考えられますが、実施困難な理由を整理したうえで監督員へ、取りやめる協議をしてください。

なお、どのような理由であっても、実施できなかった場合(週休2日が未達成な場合)は、労務費、及び間接費の補正対象とはなりません。

Q6 対象工事を受注し、週休2日工事を希望しなかった場合にペナルティーはあるのでしょうか？

A6 対象工事は、週休2日工事の実施を必須としているものではなく、あくまで受発注者間で協議が調い、実施するものです。したがって、週休2日工事を実施しなかった場合に、工事成績評価において減点等のペナルティーはありません。

Q7 対象工事を受注し、週休2日を実施する工事としたが、必要な休日数を確保できなかった場合にペナルティーはあるのでしょうか？

A7 週休2日が達成できなかった場合においても、工事成績評価において減点等のペナルティーはありません。

Q8 週休2日工事を達成した場合のメリットは何かありますか？

A8 週休2日工事を達成した工事については、労務費等の補正が適用となり、増額変更になります。

また、工事成績対象工事については、評定者(監督員(1)・監督員(2))において点数が加点となります。(令和7年度内に完成した工事までが対象)

Q9 一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、すべての工事において実施する合意が必要でしょうか？

A9 合意の必要はありません。各発注工事単位で週休2日工事として取組むこととなります。

ただし、統括安全衛生責任者が必要な工事において、選任した受注者が現場閉所の日となる場合は、他の受注者から代理者を選任する必要がありますので、現場の体制について必要な調整を行ってください。

Q10 当日の急な降雨、降雪等により現場閉所とする場合、休日に変更できますか？

A10 休日とは1日を通して現場閉所することをいい、建設現場及び現場事務所における一切の作業を行わないことを指します。作業する予定日に急な降雨、降雪、河川増水等により現場閉所とする場合は、現場作業しない旨を、必ず事前(事後は認めない)に監督員にメールまたはファクシミリ等により連絡していただき、休日扱いとします。

なお、この場合、当初予定していた休日の日と振替えることができます。

Q11 前日に施工可能と判断し、朝8時に作業員等が現場に集合したが天気予報が外れ、現場での施工を断念し、現場代理人を始め、作業員等を解散した場合は、現場閉所として扱われますか？

A11 前問同様に、現場閉所日の扱いとなります。ちなみに、現場作業を実施後に降雨等で作業を終了しても、すでに作業を実施しているので、現場閉所とはなりません。

Q12 昼間・夜間作業が混在する工事の休日は、どのように考えればよいですか？

A12 24時間以上の現場閉所が確保できた場合、休日として扱います。この場合、勤務開始日を出勤日とし、例えば、木曜日の22時から金曜日の6時の施工は、木曜日の出勤として扱います。

なお、土曜日の6時以降の現場の再開ならば、金曜日は休日とみなします。

Q13 夜間作業における現場閉所の取り扱いはどうになりますか？

仮に、金曜日22:00から土曜日06:00まで施工し、次に日曜日22:00から月曜日06:00まで施工した場合、1日閉所として扱われますか？

A13 金曜日22:00から土曜日06:00までの施工は、一般的に金曜日(夜間)出勤であり、土曜日出勤とは考えません。日曜日22:00から月曜日06:00についても同様に日曜日(夜間)出勤となります。その間に挟まれた土曜日については24時間以上の休工を確保しており、現場閉所としての扱いは可能です。

Q14 午前又は午後のみ休工とした場合、0.5日閉所として取り扱われますか？

また、月曜日午後から火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所を計画した場合、合わせて1日閉所として扱われますか？

A14 原則、1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日単位での閉所は扱いません。月曜日午後から火曜日午前までの連続した現場閉所であっても、一般的に両日も出勤日となり閉所日として扱いません。

Q15 天候不良が予想されて前日など事前にA工事現場を休工とした時、該当する作業員が、他のB工事現場にて従事した場合にも、A工事現場は閉所日として扱われると解釈してよいでしょうか？

A15 A工事現場とB工事現場が異なる工事の場合、A工事現場は現場閉所していることから、現場閉所日として扱います。ただし、施工箇所が点在する工事で、A工事現場とB工事現場が同一工事の場合は、全施工箇所を同日で現場閉所を行うことを基本としていることから、現場閉所として扱いません。

Q16 休日を予定していましたが、現場で自然災害が発生し、緊急対応を行った場合はどのように扱われますか？

A16 豪雨や地震等の突発的な自然災害の対応に要した期間については、週休2日の対象期間から除外します。

Q17 夏期休暇及び年末年始休暇は、休日として計上できるのでしょうか？

A17 夏期休暇、年末年始休暇は、対象期間(Q&A_2※1参照)に含まれないため、休日として計上できません。

Q18 現場閉所日に現場パトロール、足場点検、建設機械等の点検を行った場合は、休日として計上できるのでしょうか？

A18 受注者ごとに行われる現場パトロール、足場点検、建設機械等の点検については、保守点検等の現場管理上必要な作業であるため、休日として計上できます。

【例】・コンクリート養生、レイタンス除去作業等の品質確保上最低限の作業

- ・ 立入禁止柵の設置、飛散対策等の第三者災害の防止作業
- ・ 安全パトロール、保守点検
- ・ 見学会、地元協議対応
- ・ 交通誘導警備
- ・ その他、監督員が必要と認めた作業など

Q19 現場閉所とは、受注会社が携わる全ての現場の閉所を指すのですか？

Q19 現場単位での閉所を指します。

Q20 その建設現場以外(受注者の社屋等)で勤務した場合の扱いはどのようになるのでしょうか？

A20 現場閉所は当該建設現場の状況のみを対象としているため、他の場所で勤務した場合でも、当該建設現場が1日を通して閉所されていれば現場閉所日として扱います。

Q21 現場閉所型週休2日制(月単位)における現場閉所の考え方を教えてください。

A21 対象期間(Q&A_2※1参照)において、同一月を1サイクルとして、その間に取得した休日の日数を現場閉所と判断します。1サイクルの休日率が、28.5%(8日/28日)に満たない場合は、サイクル中の土曜日、日曜日の日数分を取得して下さい。

例として、別に定める、「週休2日工事 休日等の考え方」に記載していますので、参考として下さい。

Q22 月単位の週休2日を目標として計画工程表を提出しましたが、現場閉所が未達成な月ができてしまった場合は、どのようになるのでしょうか？

A22 全ての月において、現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上でない場合、月単位の週休2日未達成となり、労務費及び間接費の補正対象とはなりません。

Q23 変更契約で労務費等を補正する場合、どの時点で週休2日実施の可否を判断すればよいですか？

A23 最終変更の協議時点で、それまでの実績を踏まえ、達成見込みを判断します。ただし、最終変更後、工事完成日までに所定の現場閉所を下回らないよう留意する必要があります。

Q24 最終変更契約後に現場閉所が契約内容を下回った場合(見込み含む)は、どうすればよいですか？

A24 労務費等の補正率が変わりますので、契約を変更する必要があります。受注者は、発注者に対してすみやかに変更を申し出る必要があります。

Q25 変更契約で労務費等を補正する場合、積算における市場単価などの取り扱いはどのようになるのでしょうか？

A25 市場単価は、補正の対象となります。

なお、建築・設備工事に伴う、建築工事市場単価を除く市場単価及び営繕工事における見積単価については補正の対象外となります。

Q26 土木工事においては、共通仮設費及び現場管理費についても経費補正を行うが、建築・設備工事において、労務費の経費補正だけとなっているのはなぜですか？

A26 建築・設備工事において、共通仮設費及び現場管理費については、積算基準に基づき当初積算時に工期に応じて算出しているため、経費補正は行いません。

ただし、現場閉所型完全週休2日制については建築・設備工事においても現場管理費の補正を行います。